

笑顔で過ごす年の瀬を

～交通事故・犯罪・火災ゼロへ～

年末は、何かとお酒を飲む機会が増えます。飲酒を伴う会合などにお出かけの際は、公共交通機関を利用し、自動車運転にの参加はしないでください。

飲酒運転は重大事故につながる悪質・危険な違反です。



絶対しないで、させないで

飲酒運転

飲酒運転で事故を起こした場合は、刑事責任(罰金・懲罰等)だけでなく、行政責任(免許停止・取り消し、民事責任(被害者への損害賠償)も負わなければならないかもしれません。たとえ事故を起こさなくても厳しい処罰があります。

また、飲酒運転をそのかしたり、飲酒運転となることを認識していながらドライバーに車両を貸したり、酒類を提供したりした場合も、道路交通法により処罰されます。

飲酒運転による責任の影響は、運転者本人だけでなく、家族にも及ぶことがあります。尊厳と命を守るため、自身はもちろん、地域・会社ぐるみで飲酒運転の根絶にご協力ください。

便利です!「えびなメールサービス」
登録はebn-i@posh.jpあて空メールを送信。詳しくは、市ホームページまたは情報システム課へ

一人一人が火災予防を心掛け～歳末火災特別警戒を実施～

消防本部・消防署・消防団では、12月25日(金)～31日(金)に歳末火災特別警戒を実施します。

期間中は、特に消防体制を強化し「巡回広報での呼びかけ」「夜間巡視」

「消防水利の点検・確保」など、万全な体制を整えます。

市民のみなさんも、下表の防火対策を参考に、火災予防を心掛けてください。

消防総務課 ☎231・0921。

<家庭での防火対策>

◇台所で

- ・ガスコンロの周りに燃えやすいものを置いていませんか
- ・冷蔵庫のコンセントにほこりがたまっていますか
- ・調理中にガスコンロのそばを少しでも離れるときは、必ず火を消しましょう
- ・住宅用火災警報器を備えておきましょう

◇居間で

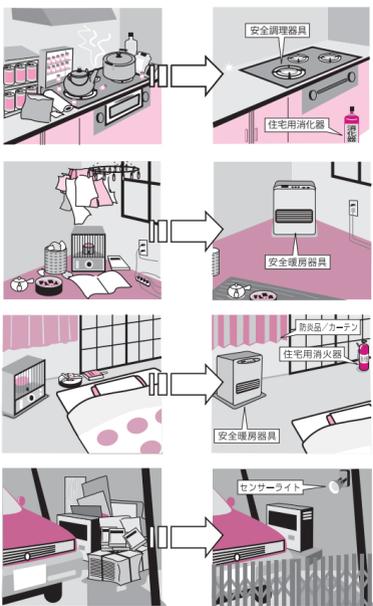
- ・ストーブのそばに燃えやすいものを置いていませんか
- ・タコ足配線、電気コードが家具などの下敷きになっていませんか
- ・仏壇や神棚の火を付けたままにしないでください

◇寝室で

- ・就寝前には各部屋の火の元や、避難路をチェックする習慣を
- ・寝るときはストーブの火を必ず消しましょう
- ・寝たばこは絶対にしないでください
- ・住宅用火災警報器を設置してください

◇家の周りで

- ・家の周りに可燃物がないかチェックしましょう
- ・外灯を付けるなどして、家の周りを明るくしておきましょう
- ・夜間に、ごみ置き場にゴミがないように。ごみは収集日の朝に出しましょう



年末の交通事故防止運動を実施

市では、12月11日(金)～20日(日)の10日間、年末の交通事故防止運動を実施します。

年末特有の交通量および飲酒の増加などにより、交通事故が多発しています。このため同運動では、一人一人が交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通安全の向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ることを目的に「無事故で年末 笑顔で新年」をスローガンに掲げています。

今回の重点項目は、
①飲酒運転の根絶
②歩行者特に高齢者と自転車の交通事故防止

通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ることを目的に「無事故で年末 笑顔で新年」をスローガンに掲げています。

今回の重点項目は、
③シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
④家庭・職場・地域で交通安全防止に取り組む、正しい交通ルールとマナーを実践してください。

市民安全課 ☎235・4789。

●● 高齢者虐待の形態と危険サイン ●●

| <形態> | <危険サインの例> |
|--|--|
| ◇身体的虐待 殴る・つねる・けるなどの暴力、動かないようにベッドに縛る など | ・体に小さな傷やあざ等がある ・急におびえたり、恐ろしがったりする ・傷やあざについて説明のつじつまが合わない |
| ◇心理的虐待 怒鳴る・ののしるなど言葉の暴力、排せつの失敗などに対して高齢者に恥をかかせる、無視して口をきかない など | ・かきむしり、かみつく等の行為がみられる ・食欲の変化が激しく、過食や拒食などの摂食障がいが見られる ・自傷行為がみられる |
| ◇性的虐待 同意のない性的接触や嫌がらせ、罰として裸にする など | ・生殖器の痛み、かゆみを訴える ・人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすが増える |
| ◇経済的虐待 必要な金銭を渡さない・使わせない、高齢者の年金や預貯金を勝手に使う など | ・自由に使えるお金がないと訴える ・経済的に困っていないのに費用負担のあるサービスを利用したがない |
| ◇介護・世話の放棄・放任(ネグレクト) 食事や入浴・排せつなどの世話をしない、必要な治療を受けさせない など | ・住居が極めて非衛生的になっている、異臭を放っている ・寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる ・不自然に空腹を訴える場面が多くなる |

◇介護は家族みんなで協力を
高齢者虐待の増加原因の一つには「介護者の心身の疲労」があります。介護を主に行う方の負担が大きくなると、家族みんなで協力しよう、介護をしながらも、負担を抱え込まないように、介護サービス(下表参照)などを上手に取り入れながら、心身のストレスを解消することが必要です。健康に気を付け、外出など自分自身の生活も大切にしてください。

◇高齢者自身も自立を目指して
高齢者は、趣味・地域活動など生きがいを見つけ、

介護保険の主なサービス

- ◆通所介護(デイサービス) / 通所リハビリテーション
日帰りで食事、入浴などの介護や心身のリハビリテーションが受けられます。介護者が自分の用事や外出をする時間を持つことができます。
- ◆ショートステイ
施設などに短期間入所し、食事、入浴、排せつなどの介護や看護などを受けられます。介護者が休養したいと、冠婚葬祭等で介護ができない時に利用できます。
- ◆訪問介護(ホームヘルプサービス)
ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの介護をします。

介護保険以外の主な高齢者福祉サービス

- ◎配食サービス
調理や買い物が困難な一人暮らしや高齢者世帯の方に昼食または夕食をお届けします
■対象 おおむね65歳以上の一人暮らしや高齢者世帯で、食事作りに何らかの支障をきたしている方
- ◎寝具乾燥サービス
一人暮らしまたは高齢者世帯を対象に、月1回巡回訪問し、布団毛布などの丸洗いや乾燥を行います
■対象 おおむね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯等
- ◎緊急通報電話(貸与)
不意の事故や病気の場、ボタンを押すことで、通報センターを通じ消防署や協力が安否を確認するシステムで、24時間体制で緊急事態に備えます
■対象 おおむね65歳以上の一人暮らしの方
- ◎介護用品の給付
寝たきりや認知症の高齢者を対象に、紙おむつ等の給付を行います
■対象 おおむね65歳以上で寝たきりや認知症の方のうち、次の①～③のいずれかに該当する方。①介護保険の要介護度4または5 ②障がい老人の日常生活自立度B1以上 ③認知症老人の日常生活自立度Ⅲa以上
- ◎徘徊(はいかい) 高齢者位置検索システム
携帯電話の機能を利用した位置情報システムで、高齢者が携帯する小型端末機の現在位置を、24時間体制でお知らせします
■対象 在宅で顕著に徘徊(はいかい)のあるおおむね65歳以上の方

近年、高齢者が家族などの身近な介護者から暴力を受ける「高齢者虐待」が増加し、社会問題となつています。市内でも、地域包括支援センターに寄せられた、昨年1年間の高齢者虐待の相談件数は400件以上と、深刻化しています。

市では、平成18年4月の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、高齢者虐待防止法)施行に伴い、増え続ける高齢者虐待の早期発見および防止、虐待を受けている高齢者とその家族への支援を目的に、「海老名市高齢者虐待対策地域連絡会」を設置しました。同会では、高齢者虐待対策の検討や、高齢者虐待の防止啓発などの活動を行っています。

◇虐待の自覚がない場合も
高齢者虐待は、介護者の疲れやストレス、経済事情、人間関係など、さまざまな問題が絡み合っており、虐待の形態は、殴る・虐待防止法(以下、高齢者虐待)のほか、暴言や無視(心理的虐待)、食事や入浴など必要な世話をしない、必要な治療を受けさせない(介護・世話の放棄・放任)同意のない性的接触や嫌がらせ(性的虐待)、勝

◇地域の見守りでも未然に防止
高齢者虐待は、一つの形態だけでなく、複数の同時に起こることが多いため、地域での見守りや声掛けで早期発見・防止することができま

◇成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で、本人の判断能力が不十分である方の財産や権利を保護し、支援するものです。

具体的には、家庭裁判所が選任した成年後見人が判断能力が不十分な方の代理人となり、不動産や預貯金など財産の管理・処分、介護サービスや施設の入所契約などを行う際に、本人の利益を考慮しながら契約などの法律行為をしたり、本人がした不利益な法律行為を後から取り消したりします。

成年後見の申し立てを行えるのは、本人および配偶者、4親等以内の親族です。ただし、身寄りがいないなどの理由で、申し立てをする人がいない場合は、市長に後見等開始の審判請求の申し立て権が与えられています。詳しくはお問い合わせください。

ご存知ですか 「成年後見制度」
～判断能力が不十分な方の財産・権利を保護します～

高齢者虐待相談窓口一覧

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付曜日・時間 | 地区 |
|---|----------|------------------|---------------------------------|
| 市高齢介護課 高齢者支援担当 | 235・4951 | 月～金 8時30分～17時30分 | 市内全域 |
| 海老名東地域包括支援センター (東柏ケ谷3-5-1ウエルストーン相模野102号) | 292・1411 | | 柏ケ谷、東柏ケ谷、望地 |
| 海老名北地域包括支援センター (上今泉4-7-1 中心荘第一老人ホーム内) | 231・6061 | | 上郷、下今泉、上今泉 |
| 海老名中央地域包括支援センター (河原口1519 海老名総合病院附属・海老名メディカルサポートセンター内) | 234・2973 | 月～金 8時30分～17時 | 勝瀬、中央、国分南、国分北 |
| さつき町地域包括支援センター (さつき町41 海老名市医療センター内) | 234・7226 | | 中新田、さつき町、河原口、社家 |
| 国分寺台地域包括支援センター (国分寺台2-10-23 国分寺台ケアセンター内) | 233・8881 | | 大谷、大谷北、大谷南、国分寺台、浜田町 |
| 海老名南地域包括支援センター (杉久保2271-7 えびな南高齢者施設内) | 238・7691 | | 中河内、中野、今里、上河内、杉久保、本郷、門沢橋 |
| 海老名市社会福祉協議会 (上郷474-1 総合福祉会館内) | 235・0220 | 月～金 8時30分～17時30分 | 市内全域 |
| 厚木保健福祉事務所 (厚木市水引2-3-1) | 224・1111 | 月～金 8時30分～17時 | ※精神保健相談および認知症相談(予約制) 13時30分～16時 |

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターでは、ケアマネジャー(主任介護支援専門員)や社会福祉士・保健師などが中心となり、「チーム」として連携をとりながら、総合的に高齢者のみなさんを支援します

自立して生活できるように
要支援1・2と認定された方は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。また、自立した生活ができていても、支援や介護が必要となるおそれの高い方などは、市が行う介護予防事業を利用できます。

みなさんの権利を守ります
高齢の方が安心して生き生きと暮らすために、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。虐待の早期発見や、成年後見制度の紹介、消費者被害の相談などを行います。

暮らしやすい地域づくりを
ケアマネジャーの指導や支援のほか、さまざまな機関とのネットワークにより、高齢者のみなさんにとって暮らしやすい地域づくりを行います。

何でもご相談ください
高齢者のみなさんやその家族、近隣に暮らす方の介護に関する相談以外にも、健康や福祉・医療、生活に関することなど、何でもご相談ください。